

令和7年（行ツ）第187号

令和7年（行ヒ）第195号

上告人兼申立人

被上告人兼相手方 国

要請書

2025（令和7）年10月10日

最高裁判所第三小法廷 御中

上告人兼申立人ら代理人

弁護士 山田正彦

弁護士 岩月浩二

弁護士 田井 勝 外

（種子法廃止違憲確認訴訟弁護団）

以下の通り、要請します。

- 1 本裁判は、2019（令和元）年5月に提訴し、すでに、6年が経過しようとしています。

私たちが訴える「食料への権利」は、誰でも、いつでもどこでも、良質で十分な量の安全な食料を得る権利であり、世界人権宣言25条及び社会権規約11条1項に包摂されている人権であって、国際人権法上確立している重要な権利であり、憲法13条、25条等で保障されています。そして、種子法は、戦後の食糧難において国民への食料供給の整備を行うために制定された法であり、食料への権利を具体化するものでした。この法律そのものを廃止することは食料への権利を侵害するものにほかならず、ゆえに、種子法廃止法は憲法違反であって無効となります。

- 2 原判決に、憲法違反、法令解釈の重要な誤りがあることなどは、すでに上告理由書や上告受理申し立て理由書で述べた通りです。

また、上告人ら、は本年10月7日付補充書面を提出しました。同書面は上告受理申し立て

理由書等を補充する内容となります。

同書面では、種子法が食料への権利を具体化するものであったこと（第１）、食料への権利が自然的生存権に属するもので、あらゆる自由権に先立つ重要な権利であること（第２）、憲法２５条における最高裁判例の判断過程統制論のもとでの司法審査の在り方（第３）、種子法廃止法制定過程及びその後の事実から、種子法廃止法が憲法２５条・１３条に反すること（第４）について述べました。

原判決が、食料への権利を認めなかったこと、種子法が食料への権利を具体化するものであったことを認めなかったこと、種子法廃止法が上告人らの憲法上の権利を侵害したことを認定しなかったことは極めて不当です。原判決を見直されることを強く求めます。

- ４ 昨年以降、わが国ではコメの供給不足が社会問題化しています。生産体制を守り食料安定供給を図るべく、食の源である種を保障する法律が必要不可欠です。

昨年に発覚した「みつひかり」不正問題でも明らかとなったとおり、コメなどの種子の生産を民間に任せるのではなく、国・都道府県がしっかりと管理すべきです。

種子法廃止によって生じてしまったひずみを解消すべく、種子法を復活させなければなりません。

種子法廃止法が施行されて以降、現在までに全国の３０以上の道県で種子条例が制定されました。種子法が廃止された中で、各地域において種を守るという動きが広がりつつあります。しかし、政府は種子法を復活させる動きを示しておりません。

本件においては、私たち上告人らのみならず、全国各地の消費者・農家が関心を寄せております。司法の力で、食料への権利を守ってほしいと強く願っております。

上告人らは、違憲立法審査権を有する終局裁判所である最高裁判所に対し、本件の慎重審理・公正な審理を求めます。そして、本件について、弁論期日を開き、当方の訴えを認める判断をなされることを強く求めます。

以上